

**生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)
に関する大型連休前後期間中の対応について**

新型コロナウイルス感染症の影響で、減収・失業等された方に対して受付けています特例貸付に関する大型連休期間中の本会の特例貸付の受付けは、次のとおりです。

連休期間	受付け
4月29日(木)	休み
4月30日(金)	通常通り受付けます。
5月1日(土)～5日(木)	休み
5月6日(木)～	通常通り受付けます。